

公文録等の重要文化財指定とその後の取組み

国立公文書館

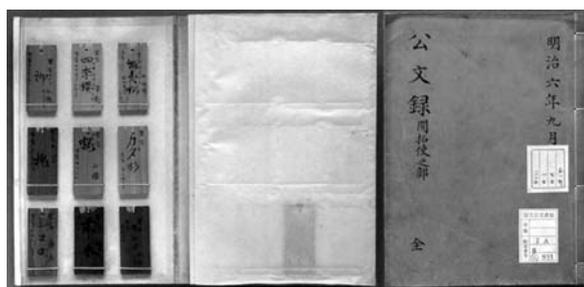
1. 「公文録」等について

平成10年（1998）6月30日、国立公文書館所蔵の「公文録」等4件（以下「公文録等」という。）の資料が国の重要文化財に指定された。これらの資料は国立公文書館が発足した昭和46年（1971）に内閣官房総務課から移管を受け、翌47年から利用に供されている。関東大震災や第二次世界大戦等によって戦前期に作成された多くの公文書資料が焼失、散逸した中で、幸いにも被災を免れ、今日に至っている。

「公文録」とその目次集である「公文録索引」、「公文録」所収の公文書に添付された図面や表（「公文附属の図」及び「公文附属の表」）の4件が一括して指定を受けた。まずこれら資料の概要¹を紹介し、その後10年の当館における取組み、将来への見通しを報告したい。

1.1 「公文録」

明治元年（1868）から18年までのいわゆる「太政官時代」、太政官（現在の内閣に相当）と各省府県等との間を往復した文書を綴ったもので、明治政府の諸施策を知る上で貴重なものである。総冊数は4,102冊（うち1冊は複製物のため指定外）、資料件数は約11万件にのぼる。原則として機関別、年次別に編纂されており、機関でみると内務省が最も多い（大蔵・司法・太政官・外務・陸軍省と続く）。一部に佐賀の乱、西南戦争等の著名な事件を取り上げた事項別の編纂もなされている。



『北海道産樹木見本送付ノ件』明治6年（1873）

1.2 「公文録索引」

「公文録」各冊には、平均30件の資料が所収されるが、冒頭に付された件名目次のみを集積したものが「公文録索引」であり、年度別に冊数の多寡（明治4、14は各4冊）はあるが合計45冊にまとめられている。

1.3 「公文附属の図」

「公文録」所収の大型の絵図等は、当資料群にまとめられ、「公文録」と別置されている。地図、測量図、設計図等の資料の他、写真、石摺等も含まれている。

1.4 「公文附属の表」

「公文録」所収の表だけを一括した資料群であって、各省府県の決算表、戸籍表、元老院・民法編纂局の出勤表、その他諸表類が含まれている。御雇外国人の雇用契約書原本はこの資料群に含まれる。

2. 保存対策

2.1 代替物作成

「公文録」等についても、他の資料群同様「保存対策方針」に則り、長期保存及び利用の双方の

¹ 公文書課「『公文録』等の重要文化財の指定について」（『北の丸』第31号、平成11年3月）

観点から、代替化の必要があったが、「公文録（綴じ込みの図面等を除く）」については昭和49年度から昭和52年度に掛けて既に16ミリマイクロフィルムによる代替化が完了しており、平成10年の重要文化財指定後の代替化対象は、「公文附属の図」、「公文附属の表」及び「公文録（綴じ込みの図面等）」であった。

館の代替物作成については、「保存対策方針」（平成14年度作成）を基にした「代替物作成計画」に沿って実施されていたが、同方針は、平成12年度に外部委託実施された劣化損傷状態調査²（サンプリング調査）による結果等を踏まえ作成されたものである。上述の三資料のうち特に公文附属の図及び表の代替化に当たっては、資料の希少性及び貴重性を考慮し、さらに具体的かつ効率的な保存措置の計画を策定するために外部委託により悉皆の保存状況調査²（平成13年度）を実施した。

2.2 保存状況調査（概要）

（調査の目的）

資料1点ごとに現状のデータ採取を行い、保護及び修復方法も含めた保存対策の策定を行う。また、最小文字サイズ等デジタル化に必要なデータの収集も併せて行う。

（調査方法）

悉皆調査（全点調査）

官能試験による劣化判定

定量的なデータ

材質分析等

（調査対象）

館所蔵「公文附属の図及び表」537件

調査点数の内訳：図面類673点、写真資料159点、文書類336点

（資料の特徴）

公文録に付随する図面、写真資料、表、文書などの資料群。これらの資料が作成された明治前半

期は、いずれの分野においても前近代の旧体制から新しい枠組みへと、制度的・技術的な変革を迎えた時期に当たり、それが資料の素材にも反映されている。

（共通項目）

個体識別データ（簿冊番号、標題）、製作技法、支持体の素材、劣化状況

（個別調査項目）

図面類：最大文字サイズ、最小文字サイズ、彩色絵の具の種類・破損/劣化、セロテープ変色、過去の補修、測色、pH値等

写真資料：画像の種類、作成技法、劣化状況、化学的变化、生物的損傷、物理的損傷等

文書など：劣化状況、測色データ等

（総括）

概ねすべての資料について、状態は良好であった。図面類には、資料の出し入れによる擦り切れ・破れが見られた。これは、資料の大きさにぴったり合わせて作られた厚手の和紙板紙の封筒と資料との摩擦が原因である。写真は分類ごとに数枚の写真が密着した状態で収納されており、封筒の中には、酸性紙もあったため、劣化を進行させないように封筒を別に保管し、写真1点ずつをブックマットに挟み画像面が他に接触しないように対応した。

調査の結果、資料の総括的な基礎データが構築され、環境管理、クリーニング、保護措置、修復等保存対策について有識者からの意見聴取と併せ所見が作成された。保存環境については、蛍光灯からの紫外線による影響を遮断し、文書資料の基準である22～55%RHの現状の維持が望ましいとの所見が明らかになった。

また、代替化に当たっては、絵図面などの彩色資料については、カラーフィルムでの撮影・カラーマイクロフィルム化・デジタル化などの方法が考えられ、フィルムサイズの選択においては、図面の寸法に対する最小文字サイズの比率から引き伸ばした時の解像度の点で、4×5フィルムが最も精度が良いと判断された。その結果を受け、公文附属の図及び表の代替化は、カラーポジフィルム

² 財団法人 元興寺文化財研究所が実施。調査報告書 URL:<http://www.archives.go.jp/law/report.html>

(4 × 5 サイズ) が選択された。

2.3 カラーポジフィルム化

実際の撮影は、平成15年度に公文附属の図から、外部委託業者により着手されることとなったが、資料の性格上、撮影のための持ち出しは不可能であったため、マイクロフィルムと同様、撮影は館地下1階で行われた。撮影前に、予め資料状態を確認し、破れ虫損等修復を要する資料については、裏打ち、リーフキャスト、補修を施した上で、撮影した。館内とはいえ、貴重書庫内から撮影スペースへの資料の持ち運びについても、中性紙箱、ブックトラックを用いる等配慮した。モノクロの文字資料に適したマイクロフィルムと異なり、図面等彩色資料も多数含まれ、カラーマネジメント用カラーチャートも資料と並べて撮影された。撮影自体の精度についても、1カットごとにレンズからの被写体の確認、照度の確認等には言うに及ばず、スケール、簿冊番号(請求番号)の写し込み位置等撮影の細かい部分についても精査され、長期保存及び利用用フィルムに求められる高品質な成果物が作成された。平成16年度は公文附属の表の撮影が行われた。その後、平成17年度から平成20年度にかけ、公文録本体に綴じ込まれた図面、地図等の撮影に移行したが、本悉皆調査の対象ではなかったため、撮影作業を間断なく進捗させることを目的に、実際の撮影のための詳細な資料調査を行う必要があった。資料サイズ及び最小文字サイズ、分割数の再確認、封筒に図面が収められ資料ごと綴じられている場合は、解綴が必要になった。また、資料の戻し作業を考慮し、資料を封筒から抜き取る際、綴じ込み箇所を確認できるよう、付箋を差し挟む等工夫が施された。綴じ込みの中には、1つの封筒内に複数図面等が収められている場合もあり、1枚1枚に枝番号の処理が施され、番号と資料の対応が明確になるようにし、情報を電子データで管理、資料の詳細な特徴についても記載された。また、手が透けるほど非常に薄手の洋紙に描かれた図面等も多数あり、

折り目を伸ばす等取り扱いに神経を使った。年間約3000カット(実質作業日数:約2-3か月程度)のうち1000カット以上が、「公文録」等であったため、このような細かい手間の掛る前作業に時間を要した。代替物の作成は、撮影等作成作業自体以上に時間や手間が掛る個体識別のための目録作成作業及び前整理作業・修復等に支えられて初めて可能になる作業である。

3. デジタル化

公文録等のカラーポジフィルム化は、平成14年度から7年間を掛け約7300カットを撮影した。

そのうち「公文附属の図」及び「公文附属の表」については、デジタルアーカイブシステムあるいはギャラリーに画像を搭載し、インターネットを通じ容易に閲覧が可能となった。公文録(綴じ込み図面等)については、カラーポジフィルム化以前は、重要文化財のため原本の閲覧に手続き及び時間を要したが、フィルム化することで閲覧者に貴重な情報を閲覧請求のその場で提供することができるようになった。

主 名 称：公文録（図表共）並索引

指 定 番 号：91

枝 番：0

指 定 年 月 日：1998.06.30（平成10.06.30）

国 宝 重 文 区 分：重要文化財

部 門 ・ 種 別：歴史資料

員 数：4,146冊、1301点

時 代 区 分：明治

解 説 文：

公文録は、明治時代初期の新政府の基本的な諸政策等について原議書類などを収録した公文原簿で、近代史研究の根本史料の一つとして知られるものであり、関連する図表、索引とともに今に国立公文書館の保管に帰している。

明治6年（1873）の太政官の火災によって所管文書・記録類が灰燼に帰したことを機として、国政運営上、記録類整備の必要性等に鑑み、太政官記録課に公文科を設置して編纂したものである（なお、太政類典は、類典科で編纂された）。

第1冊の外題に「戊辰（自6月至12月）神祇官伺」とみえるように慶応4年（1868）の6月から始まり、太政官制が廃止になる明治18年の12月末までを収録する。

各冊の法量および表紙等は必ずしも統一化されていないが、その体裁は概ね明朝綴の袋綴冊子装で、本文料紙には太政官のほか、各省や府県等の薄美濃紙の罫紙を用い、上奏書の決済用紙には鳥の子様の斐紙を使用するものもある。

各冊の巻頭には所収する件名の目次を掲げ、いずれも「太政官記録印」（一部には「内閣記録印」もある）の単郭朱方印が認められ、目次中には決済が終わった原議書類を件別、日順に整理した編纂事務担当者名を記載している。たとえば第1冊には太政官・内閣の記録編纂事務に携わった宮崎幸麿の名がみえ、太政官の内部局および外局、神祇官、民部省、内務省などの各省、開拓使・地租改正事務局、さらには東京・大阪府、佐賀・鹿児島県などの府県、官吏進退などの順次で収録する構成をとっている。

所収する各件の事項内容は、基本的には決済の年月別順に配列され、太政官が授受した各省庁、府県などからの稟請や上申進達、あるいは太政官や内閣の閣議書、上奏書などを収め、まま関連する図や書簡なども合綴しており、原議作成経緯の一端がうかがわれて興味深い。

また、この公文録と一具のものとして伝来した図表が現存している。この図表は、大きさや形状などから冊子中に合綴が不可能なことから別途に保管したもので、内容的には公文録の収録事項と関連する一体の性格を有するものである。

たとえば、図には太政官代実測図、新橋横浜間鉄道之図、横浜税関図、英国の建築家・コンドル（1852 - 1920）の自署を存する上野公園地内博物館建築図など、表には元老院議員会議出席並不参加、工部省会計諸表、大坂造幣寮報告表などがあっていずれも基本資料として注目され、その編纂過程、および伝来の経緯などを勘案するに索引とともに一括して保存を図ることが妥当と思量される。

この公文録は、先述した太政官の火災によって明治五年までの原本を焼失し、各省等の原議書類をもとに補配したものを含むが、近代国家形成に際し、明治新政府が実施した基本政策等にかかわる公文原簿であり、近代史研究の根本史料の一つとして、わが国の近代政治、行政、制度史研究上等に貴重である。
国指定文化財データベース（<http://www.bunka.go.jp/bsys/>）より転載（以下同じ）